

◇地震発生時における対応について

I 西小学校校区で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応は以下のとおりとする。

1 登校前に発生した場合

(1) 自宅又は安全を確保できる場所に待機する。

※安全を確保できる場所：安全な親類・知人宅や指定避難所など

(2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。

※上記(2)において授業が行われる場合であっても、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等、登校が困難な場合には登校には及ばない。

2 登校途中に発生した場合

(1) 地震発生を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。

(ア) 直ちに安全な広い場所に避難する。

(イ) 揺れが収まってから安全な方法で、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。

(ウ) 帰宅に危険があり、学校の方が安全であると判断した場合は登校し、学校待機とする。その後は、下記3に準ずる。

(2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。

(3) 上記(1)の(ア)(イ)の措置がとられた場合、児童生徒は学校に連絡する。

3 登校後に発生した場合

(1) 学校待機を原則とする。

(2) 学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、児童生徒が自宅又は安全を確保できる場所へ移動できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにより保護者に連絡する。また児童生徒は、自宅又は安全を確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。

なお、保護者に直接引き渡しすることも認める。

(3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにより学校から保護者へ連絡する。

※上記(2)(3)については、一斉配信メールが使用できない場合には、学校待機を原則とする。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応は以下のとおりとする。

南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ全域を対象に、大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁より発表される。例えば、南海トラフ沿いの西側で地震が発生し、東側でも地震が続発する（後発地震）可能性が高まった場合などに発表される。

よって、岐阜県内で発生した地震が、震度4以下の場合でも臨時情報が発表される可能性がある。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、休校とする。対応については以下のとおりとする。

1 登校前に発表された場合

(1) 自宅又は安全を確保できる場所に待機する。

※自宅又は安全を確保できる場所

- ・耐震性が確保されている自宅や親類・知人宅
- ・土砂災害特別警戒区域に立地していない自宅や親類・知人宅
- ・河川水の越流地域（海津市海津町油島地区付近）に立地していない自宅や親類・知人宅
- ・指定避難所 等

(2) 休校及び休校期間については、一斉配信メールにより連絡する。

2 登校途中に発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを知った時点で、公共交通機関の運行、通学経路上等の安全を確認し、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。

(2) 休校及び休校期間については、一斉配信メールにて連絡する。

(3) 児童生徒は、自宅又は安全を確保できる場所に移動したら、直ちに学校に連絡する。

3 登校後に発表された場合

学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童生徒の居住地域等の安全を確認し、下校させる。その場合は一斉配信メールにより保護者に連絡をする。また児童生徒は、安全が確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。

なお、保護者に直接引き渡しすることも認める。

<南海トラフ地震防災対策推進地域+土砂災害特別警戒区域>

4 その他

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、安全に配慮しながら通常授業とするが、被害状況等により休校とする場合がある。その場合は一斉配信メールにて連絡する。また、授業が行われる場合であっても、以下に該当する場合は登校に及ばない。

- ・ 自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
- ・ 道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合
- ・ 自宅の耐震性が十分でない場合
- ・ 自宅が土砂災害特別警戒区域に立地している場合
- ・ 自宅が河川水の越流地域（海津市海津町油島地区付近）に立地している場合